

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

・総平均法に基づく原価法により評価

#### (2)固定資産の減価償却の方法

##### 【有形固定資産】

建物(基本)、建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品

##### ○平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

・定額法による

・残存価額は0円(備忘価額1円)

##### ○平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

・旧定額法による

・残存価額は取得価額の10%(備忘価額1円)

##### 【無形固定資産】

ソフトウェア

・定額法による

・残存価額は0円

##### 【リース資産】

有形リース資産、無形リース資産

##### ○所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・リース期間を耐用年数とする定額法による

・残存価額は0円

#### (3)引当金の計上基準

##### ○退職給付引当金

・社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会の愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業の事業主負担金を毎月計上

##### ○賞与引当金

・令和4年3月在籍職員を基準とした6月賞与分を4か月計上

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

(1)独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済事業

(2)社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1)法人全体の計算書類(会計基準第一号第一様式、第二号第一様式、第一号第一様式)

(2)事業区分別内訳表(会計基準第一号第二様式、第二号第二様式、第一号第二様式)

当法人では社会福祉事業しか実施していないため作成していない。

(3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準第一号第三様式、第二号第三様式、第一号第三様式)

(4)公益、収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準第一号第三様式、第二号第三様式、第一号第三様式)

当法人では公益、収益事業を実施していないため作成していない。

(5)各拠点区分におけるサービス区分の内容

①泉荘拠点区分

②桜井荘拠点区分

③日高荘拠点区分

ア 特別養護老人ホーム日高荘

イ 短期入所生活介護日高荘

④唐子荘拠点区分

ア 特別養護老人ホーム唐子荘

イ 短期入所生活介護唐子荘

- ウ デイサービスセンター唐子荘
- ⑤今治中央乳児保育所拠点区分
- ⑥今治北乳児保育所拠点区分
- ⑦ひよこ園拠点区分
  - ア 障害児通所支援事業ひよこ園(ひよこ園事業)
  - イ 障害児通所支援事業ひよこ園(ひよこ学級)
  - ウ 障害児通所支援事業ひよこ園(ほのぼの学級)
- ⑧今治育成園拠点区分
  - ア 障害者支援施設今治育成園(施設入所支援)
  - イ 障害者支援施設今治育成園(生活介護)
  - ウ 短期入所今治育成園
  - エ グループホームさぎそう
  - オ グループホームまきば
  - カ グループホームうずしお
- ⑨今治療護園拠点区分
  - ア 障害者支援施設今治療護園(施設入所支援)
  - イ 障害者支援施設今治療護園(生活介護)
  - ウ 障害者支援施設今治療護園通所(生活介護)
  - エ 障害者支援施設今治療護園通所(機能訓練)
  - オ 短期入所今治療護園
- ⑩今ねっと拠点区分
  - ア 障害者生活支援事業今ねっと
  - イ 一般相談支援事業今ねっと
  - ウ 特定相談支援事業今ねっと
  - エ 障害児相談支援事業今ねっと
- ⑪ときめき拠点区分
  - ア 地域活動支援センターときめき
  - イ 一般相談支援事業ときめき
  - ウ 特定相談支援事業ときめき
- ⑫のぞみ苑拠点区分
  - ア 今治市障害者福祉センターのぞみ苑
  - イ 小規模作業所のぞみ苑
- ⑬本部拠点区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地(基本)	320,692,638	0	0	320,692,638
建物(基本)	583,641,703	653,940,437	52,423,702	1,185,158,438
定期預金(基本)	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	905,334,341	653,940,437	52,423,702	1,506,851,076

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

## 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	2,869,117,477	1,683,959,039	1,185,158,438
小計	2,869,117,477	1,683,959,039	1,185,158,438
その他の固定資産			
建物	39,148,177	36,600,844	2,547,333
構築物	43,717,034	6,957,436	36,759,598
機械及び装置	11,621,425	11,403,531	217,894
車輛運搬具	89,630,691	73,775,902	15,854,789
器具及び備品	346,529,223	267,517,388	79,011,835
有形リース資産	2,299,980	638,048	1,661,932
小計	532,946,530	396,893,149	136,053,381
合計	3,402,064,007	2,080,852,188	1,321,211,819

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	203,255,359	0	203,255,359
未収金	57,980,526	0	57,980,526
未収補助金	2,381,085	0	2,381,085
合計	263,616,970	0	263,616,970

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

## 13. 重要な偶発債務

該当なし

## 14. 重要な後発事象

該当なし

## 15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

## 16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

施設整備等補助金収入で計上している令和3年度分養護老人ホーム施設整備費補助金162,140,000円は、令和5年3月に新養護老人ホームが完成し固定資産計上するため、国庫補助金等積立金積立は令和4年度分養護老人ホーム施設整備費補助金の合計額を固定資産計上と同時に計上